

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日（金）午前8時54分から午前10時15分
2. 開催場所 山江村農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（13名）

農業委員	6名
推進委員	7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
  - 日程1 開会
  - 日程2 会長挨拶
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程6 議第7号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程7 議第8号 非農地証明願に対する認定について
  - 日程8 議第9号 山江村農用地利用集積計画（第1次）に対する意見決定について
  - 日程9 その他
  - 日程10 今後の行事
  - 日程11 閉会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>それではご起立をお願いします。一同礼。ご着席ください。</p> <p>山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は6名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和5年2月期の農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。</p>
事務局長	<p>特にありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局長	<p>では、次に移ります。日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は、3番農業委員、4番農業委員をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に日程5、議第6号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇農業委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>(〇〇農業委員 退席) 8時57分</p>
議長	<p>それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>はい。それでは、議第6号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第6号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行</p>

規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和5年2月10日提出、山江村農業委員会会長。めくっていただきまして、2ページと3ページが解約通知書と合意解約の写しです。(申請地について説明)。4ページ目(申請地所在について説明)。解約の目的は、新たな受け手の調整の結果、というふうになっております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。

〇〇推進委員

すみません。この1反あたりの賃料のときは何かあったんですか。10アールあたりの賃料の決まりはあるんですか。

事務局長

この案件については、この1年前だったと思うんですけど、賃貸借の案件が上がった時に賃料が高いんじゃないかというような、いろんなご意見が出て、出し手と受け手の方、それと公社を通してこの金額に設定をされたというふうに伺ってます。こちらの案件につきましても農業委員会に上がってきた案件ではなくて、中間管理事業での合意解約となっておりますので10アールあたりの金額が〇〇委員がおっしゃられた答えになるか分かりませんが、高いのか安いのか、基準があるのか、この案件ではなかなか言えないということです。それでお聞きしたのは出し手と受け手の方でやはり、相違があったということで別な方を探されるということで、合意解約があったというふうに担当課から伺っております。

〇〇推進委員

明確な決まりはないんですか。前はなんか米の価格とどうじゃこうじゃというのがあると思うんですけど。

事務局長

はい。大まかな基準はあると思うんですけど、あとはお互い出し手と受け手の方の話し合いで決まっていくものと、こちらでは解釈しております。

〇〇推進委員

わかりました。

議長

よろしいでしょうか。

担当推進委員

はい。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。意見がないようですので、それでは、採決をいたします。議第6号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により議第6号は原案のとおり承認いたします。

(〇〇農業委員着席) 9時01分

議長

次に日程6、議第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第7号についてご説明いたします。総会資料の5ページをお開きください。議第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和5年2月10日提出。山江村農業委員会会長。6ページ目から7ページ目までが解約通知書と合意解約の写しです。(場所について説明)。8ページ目に地籍図を添付しております。(申請地所在について説明)。解約の目的は6ページにも書いてありますが農地バンクを通した契約をするためとなっており、農地集積の案件で後ほどこの面積の使用貸借の案件が上がってきております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。議第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第7号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程7、議第8号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局長

はい。それでは、議第8号についてご説明いたします。総会資料の9ページをお開きください。議第8号「非農地証明願に対する認定について」農地法第2条第1項の規定に該当しない土地として非農地証明願の届け出があったので認定について審議を求める。令和5年2月10日提出、山江村農業委員会会長。めくっていただきまして、10ページ目が非農地証明願の写しでございます。非農地証明を希望する農地は2筆でございます。(申請地所在について説明)。以上2筆、合計面積が1,373㎡でございます。非農地になった時期や事由につきましては記載のとおりというふうになっております。11ページに調査報告書、会長と担当推進委員と共に行っております。12ページから14ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現況の詳細につきましては記載とおりで、営農条件は著しく劣るものとみています。現地調査につきましては先ほど申し上げましたとおり、会長と担当推進委員と2月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 私と担当推進委員とで現地調査したんですけど、この報告書にも書いてあるんですけど、写真を見ても分かりますとおり、全然 農地のようにはしておりませんので非農地化はやむを得ないんじゃないかというふうに調査した段階では思いました。

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。ないようですので、採決をいたします。議第8号非農地証明の認定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、非農地証明願に対して認定し、証明書を発行することで決定いたします。

議長 次に日程8、議第9号「山江村農用地利用集積計画（第1次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議第9号についてご説明いたします。総会資料の15ページをお開きください。議第9号「山江村農用地利用集積計画（第1次）に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積計画（第1次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年2月10日提出、山江村農業委員会会長。集積計画につきましては暦年でいきますので1月期ということで1次が変わっております。年度ではなくて暦年でいきますので1次になっておりますのでご理解をお願いいたします。めくっていただきまして16ページから17ページが意見書の写し、18ページが総括表となっております。19ページ、20ページが農地バンクを介した利用権の設定状況一覧表というふうになっておりまして、今回 農地バンクを活用した案件につきましては10件上がってきております。19ページ、20ページそれぞれ見ていただきますと、左から賃借権もしくは使用賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されておりまして、10件とも貸し

手と公社は10年、公社と借り手は5年の契約というふうになっております。借り手の経営面積、今回利用権を設定する土地の地目・面積等が右の方に記載されておりますのでご覧ください。なお、10件の総面積につきましては32,171㎡でございます。ページを1枚めくっていただきますと、まず、資料を綴じる時に間違えておりました1枚飛びまして22ページの方が今説明いたしました公社を通した10件の詳細な内訳となっておりますのでご確認いただければと思います。後ほど説明をしていきたいとは思っています。戻っていただきまして、21ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっており、今回申請されましたのは賃借権の新規設定が1件、再設定が2件の計3件。案件の総面積は4,122㎡でございます。農地中間管理機構を通した利用権、相対での利用権を合わせますと13件36,293㎡が今回の集積となります。また、今回、現地調査に行ってくださいました農業委員の方、最適化推進委員の方、それぞれ時間があつたと思っておりますけれども、山江村長から出た申請書の順番のとおり説明をしていきますので現地調査の順番等が前後するかもしれませんがお間違いのないようよろしくお願いいたします。

それでは、賃借権の新規設定1件4筆分についてご説明いたします。総会資料の23ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇県在住の方、借り手が農業公社を介して〇〇町の企業でございます。24ページをご覧ください。(申請内容について説明)。4筆の総面積が2,233㎡でございます。期間につきましては、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。ページが若干とびまして32ページをお開きください。すみません、今回、公社の方からは借り手側の面積がまとめられて、転貸関係の書類が出ておりました、項番の2番から5番が只今説明した4筆の転貸関係の書類となっております、公社と借り手の期間は5年というふうになっております。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりというふうになっております。戻りまして25ページから27ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長職務代理者と担当推進委員とともに2月7日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者

はい。それでは、ご説明いたします。2月7日、8時45分より現地調査を行っております。現場には事務局長と担当推進委員と私と、貸し

手の方2人来られて5名で調査を行いました。(申請地所在について説明)。26ページと27ページの写真を見てもらえば分かりますけれども、綺麗に管理されているようでした。借り手の方も耕作しやすいと思います。慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

地番は〇〇だと思うんですけど、ここは全部1枚の畑になってるんですか。間も同じ方ですか。

事務局長

はい。今回、上がってきている案件が(4筆分の地番)ということで、会長が言われたとおり、この25ページの地図でいきますと抜けているような感じになってます。今おっしゃった〇〇番地ということなんですが、こちらにつきましては以前からですね、今回借りられる方と賃貸借が結ばれたということになってます。

議長

他に質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

農業委員の方、推進委員の方、質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件4筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件4筆分については、原案のとおり決定いたします。



議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは総会資料の28ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇区の方、借り手が農業公社を介した〇〇町の企業でございます。先ほどの企業と同じ方でございます。29ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は貸し手と公社は10年、賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。ページがとびまして、先ほども説明しました32ページをご覧ください。転貸関係の書類となっております、項番の1番が今ご説明している転貸関係の書類となっております、公社と借り手の期間は5年というふうになっております。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりというふうになっております。戻りまして30ページから31ページに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、先ほども言われましたとおり、担当の会長職務代理者と担当推進委員と共に2月7日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので会長職務代理者より説明をお願いいたします。

会長職務代理者

はい。説明いたします。先ほどの案件の同じ所ですね、この辺一帯になってるものですから、綺麗に管理されているということでよろしくお願いたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から他に何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。  
新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については原案のとおり  
決定いたします。

議長 続きまして、使用貸借権の新規設定 1 件 1 筆分について事務局の説明  
をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、使用貸借権の新規設定 1 件 1 筆分についてご説明い  
たします。総会資料の 33 ページをご覧ください。使用貸借権の新規設定  
に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、  
借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。34 ページをご覧  
ください。(申請地について説明)。期間は、貸し手と公社は 10 年。使用  
貸借につきまして賃借料の支払いはございません。ページがとびまして、  
41 ページ目に転貸関係の書類が載っております。項番の 1 番が只今説  
明しているところでありまして、公社と借り手の方の期間は 5 年という  
ふうになっております。ページが戻りまして、前後して申し訳ありませ  
ん、35 ページから 36 ページまでに地籍図・現況写真を添付いたして  
おります。現地調査につきましては担当の会長と担当推進委員と共に 2  
月 6 日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私から補足説明を  
行います。2 月 6 日 9 時 10 分頃より貸し手の方、借り手の方、事務局  
長、担当推進委員、私の 5 名で現地調査を行いました。(申請地所在に  
ついて説明)。昨年より借り手の方が管理をされておりましたが今年度  
より正式に農業公社を介してするということでありまして、貸し手の方  
が管理を思うようにできないということで荒らさないよう使用貸借での  
契約ということになってます。借り手の方は現在、栗を中心に樹園地の  
拡大をされている方です。綺麗に管理されており今後も維持できると思  
われます。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませ  
んでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入り

ます。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。  
新規設定 1 件 1 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により新規設定 1 件 1 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、使用貸借権の新規設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、使用貸借権の新規設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。総会資料の 37 ページをご覧ください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。38 ページをご覧ください。(申請地について説明)。期間は、貸し手と公社は 10 年。賃借料の支払いは使用貸借にてございません。ページをめくっていただきまして、先ほどの 41 ページ目に使用貸借権設定の転貸関係の書類を載せております。項番の 2 が現在説明しているところの転貸関係となっております。公社と借り手の方の期間は 5 年、賃借料の支払いはございません。戻りまして 39 ページから 40 ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長と担当推進委員とともに 2 月 6 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。

議長

2 月 6 日 9 時 45 分頃より貸し手の方、借り手の方、事務局長、担当

推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。数年前まで野菜や牧草を耕作していたそうですが、耕作をしなくなった後は年に数回草刈り等を行っていたということです。その後、荒れ地になったということです。このままではずっと荒れ地になるということで、そうならないように使用貸借で借りてもらうようにするというものであります。借り手の方は先ほどの樹園地を広げている方あります。現在も見てもらえばわかりますとおり綺麗に整備がなされております。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件3筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件3筆分についてご説明いたします。総会資料の42ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して村内の企業でございます。43ページをご覧ください。(申

請内容について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。ページがだいぶとびまして、これから説明する案件は受け手がすべて一緒ですから、75ページに賃借権の転貸関係の書類を添付しております。項番の1番から3番が只今説明している案件となっております。公社と借り手の方は5年、賃借料の支払いにつきましては記載のとおりとなっております。戻りまして44ページから47ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の農業委員と担当推進委員と共に2月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、西川委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは、説明いたします。2月6日10時20分より、貸し手の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員そして私の5名で行きました。(申請地所在について説明)両方とも栗の栽培をしていらっしゃいます。〇〇の方は綺麗に剪定もしてあったわけですが、〇〇の横の方はまだ剪定はしてありませんでした。今後また剪定するということでありましたので、よろしく願いしますということでもございました。これは同じ家族ですが、息子さんの方の名義でございますので、どうしても会社勤めで仕事の方が忙しくてできないということでした。借り手の方は栗専門でやっているということですので、私は、農業公社を通していらっしゃいますので何の心配もないと思うわけでございますけれども審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件3筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の48ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して村内の企業でございます。49ページをご覧ください。(申請地について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。ページがとびまして、75ページに先程と同じように転貸関係の書類を添付しております。75ページの項番の4が現在説明している案件となっております。公社と借り手の期間は5年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。戻りまして50ページから51ページにかけて地籍図・現況写真を添付しております。先ほど〇〇委員より説明がありました案件の真ん中の土地というふうになっております。現地調査につきましては、担当の担当農業委員と担当推進委員と共に2月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。これも、さっき言った所と同じですけども、10時20分より5名で行ってます。(申請地所在について説明)。たいへん栗も多く植えてありました。3年から4年くらいでしょうかね。まだ剪定はしてないんですけど、ここはお母さんの名義ということで、前のは息子さんのだったんですけど今はお母さんの名義になってますのでこうなったと思います。ほとんど変わっておりません。前と一緒に借り手の方は栗を専門にして行なってらっしゃいますので何の問題もないと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、賃借権の新規設定1件2筆分についてご説明いたします。総会資料の52ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して村内の企業でございます。53ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。先ほどと同じように75ページに転貸関係の書類がありまして、現在説明している項番につきましては17番18番、これは手書きで担当課の方が記載するんですけれども、手書きで非常に見にくくなっておりませんが、こちらの方が転貸関係の書類というふうになっております。公社と借り手の期間は5年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりとなっております。戻りまして54ページから56ページ目にかけて地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長と担当推進委員

と共に2月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私より補足説明を行います。

議長

2月6日9時20分頃より、貸し手の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。中央の道路が〇〇方面へ行く村道です。1つ目が〇〇集落の道沿い、2つ目が〇〇集落から西の方に50メートルくらい行ったところになります。2年ほど前くらいから現在の借り手の方が管理をされているそうです。写真を見ても分かる通り、どちらも綺麗に管理をされております。かねての法人は〇〇の特産物を生産、加工、販売をしている企業です。農産物を生産、加工、販売するという事は企業にとっても山江村にとっても双方メリットになると思われま。審議の程よろしく願いいたします。

議長

同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)



議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件7筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、賃借権の新規設定1件7筆分についてご説明いたします。総会資料の57ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇市の方、借り手が農業公社を介した先ほどから上がってきております〇〇の企業でございます。58ページをご覧ください。(申請内容について説明)期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりとなっております。先ほどから言っております、ページがとびまして、75ページに転貸関係の書類となっております。項番の10から16が現在説明している転貸関係が記載されております。公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりというふうになっております。戻りまして59ページから66ページまで長くなっておりますけれども地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長と担当推進委員と共に2月6日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私より補足説明をいたします。

議長 2月6日8時45分頃より貸し手の方は欠席でしたが、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明。これもまた昨年よりかねての方が管理をされてます。先ほどの案件と同じように借り手の方は〇〇の企業です。現在剪定作業中で昨日より完了されておりました。審議の程よろしく願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件7筆分について、異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件7筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、使用貸借権と賃借権の新規設定1件5筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、使用貸借権と賃借権の新規設定1件5筆分についてご説明いたします。総会資料の67ページをご覧ください。使用貸借権と賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇区の方、借り手が農業公社を介して、先ほどから出ております〇〇の企業です。68ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、項番の1番は使用貸借権の設定となりますので、支払いはございません。項番2から5につきましては記載のとおりでございます。ページがとびまして75ページは転貸関係の書類となっております。項番の5から9が現在説明している案件となっております。公社と借り手は5年、賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございますが、項番5につきましては使用貸借権の為、支払いはございません。戻りまして、69ページから74ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに2月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、〇〇委員より説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それではまた、説明をいたします。2月6日午前10時より借り手の方、事務局長、担当推進委員そして私の4名で現地調査を行っております。(申請地所在について説明) 剪定の方も綺麗にしてありました。貸し手の方は現地調査に来られなかったわけですが、いろいろな栽培をしておられどうしてもできないということでした。借り手の方は〇〇の企業の方ですけど、栗を専門にしていっしょにいますので、今後大変期待されるんじゃないかと思っております。以上でございます。

議長

同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

6番農業委員

はい。1つの番地だけ使用貸借になっているのは何か理由があるんですか。

議長

協議に切り替えます。

(協議) 9時53分～10時03分

議長

はい。では協議から審議の方へ再開いたします。先ほどの6番農業委員からの質疑の件ですが1筆だけ使用貸借になっているのは何でかということにつきましては、担当課の方に聞いて皆様方の方へお伝えしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

他に、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定1件5筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 5 筆分につきましては原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。大変申し訳ございませんでした。それでは、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。総会資料の 76 ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手・借り手ともに〇区の方でございます。77 ページをご覧ください。(申請地所在について説明) 利用権の内容等につきましては記載のとおりとなっておりますのでご覧ください。期間は 5 年で賃借料の支払いについても記載のとおりとなっております。78 ページから 79 ページ目までに地籍図・現況写真を、80 ページ目に強化促進法に伴う調査書を添付いたしております。現地調査につきましては、担当の会長と担当推進委員と共に 2 月 6 日に行っております。ここから先につきましては相対での契約となっております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私より補足説明を行います。

議長 2 月 6 日 8 時 30 分頃より、貸し手の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の 5 名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。この場所につきましては 5 年程前から耕作をされておられませんが、荒れていた状態でしたが担当推進委員の斡旋により今回のかつての方が耕作するようになりました。現在、雑草等を焼却したばかりですが、隣の圃場が現在借り手の方がまた違う人のを借りて耕作をされております。狭い土地ですのであぜを取り払って 1 枚の圃場にして使用するそうです。借り手の方は認定農業者でもあります。今後も安定した維持、管理ができると思われれます。審議の程よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の再設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の再設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。総会資料の 8 1 ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手、借り手ともに〇区の方でございます。8 2 ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は 5 年、賃借料の支払いにつきましてはご覧のとおりとなっております。8 3 ページ目から 8 4 ページ目までに地籍図・現況写真を、8 5 ページに調査書を添付しております。再設定につきましては、現地立会いを行っておりませんが、事務局において現況確認を行っております。(申請地について説明)。現地は写真のとおり栗が植栽されておりまして適切に管理されておりますので再設定に問題はないというふうに思っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。再設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の再設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の再設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の86ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手、借り手ともに〇区の方でございます。借り手の方につきましては、先ほどの案件と同じ方でございます。87ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は5年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりとなっております。88ページは農地貸し付けの同意書が出ておりますので添付しております。89ページ目から90ページにかけて地籍図・現況写真を、91ページに調査書を添付しております。先ほどと同じように再設定分につきましては、現地立会いを行っておりませんが事務局にて現況確認を行っております。(申請地について説明)。現地は、先ほどの案件と同じようにですね、栗が植栽されておまして、適切に管理がされているということで再設定に問題はないというふうに思っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。再設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定1件1筆分については、原案のとおり

決定いたします。以上13件、全事案とも全員賛成となりましたので、議第9号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程9「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

その他について説明。  
○ホームページ用議事録（案）について  
○広報委員会議の開催（総会終了後）

議長

それでは次に、日程10「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程11「閉会」に移ります。以上をもちまして、農業委員会2月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和4年2月10日(金)午前10時15分終了

議長\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_